

# 憲 法

## 注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は1枚だけ配付します。
- III 解答にあたっては、黒のボールペン・黒インクのペンのいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック消しゴムで消せないものに限ります）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は80分です。
- VII 問題は1～2ページにあります。

# 憲 法

## 〔問題〕

次の事案を読み、下の間に答えなさい。

## 〔事案〕

公職選挙法は、選挙の際の投票方法に関して、選挙人が自ら投票所に行き、自ら投票用紙に記入することを原則（以下、「投票所自署主義」という。）としている（44条1項・46条等）。ただし、身体の重度の障害のため、自ら投票所に行けない場合には郵便により投票する方法（以下、「郵便投票制度」という。）が例外として認められている（公職選挙法49条2項）。

甲県は、1973年9月27日付け厚生省児童家庭局長通知「療育手帳制度の実施について」に基づき、知的障害のある者に対し療育手帳を交付する制度を設けているところ、甲県民であるXは、精神発達遅滞および不安神経症との診断により総合判定A（重度）と判定されて療育手帳の交付を受けている。

Xは、精神発達遅滞及び不安神経症のため、完全に引きこもりの状態にある成年者である。外出先で他人の姿を見ると身体が硬直し身動きがいちじるしく困難になるなどの症状が現れるため、選挙の際に投票所に行くことが困難であり、公職選挙法44条1項所定の投票所における投票をすることが極めて難しい状態である。しかし、Xは、家庭内では、新聞を読み、テレビを見、親しい知人との間では電話をするなどしており、公職者の選挙について、候補者を自己の判断で選び、投票用紙にその氏名を自署する能力を有する。

20△△年〇月に行われた衆議院議員選挙の際、Xは郵便投票制度の利用を希望したところ、認められなかった。投票所自署主義の例外措置である郵便投票制度が、身体障害者福祉法において定められた身体障害者のうち身体障害者手帳に記載された特定の障害の程度が一定程度以上の者、戦傷病者特別援護法において定められた戦傷病者のうち戦傷病者手帳に記載された特定の障害の程度が一定程度以上の者、介護保険法に規定する要介護者であって一定以上の要介護区分にあると被保険者証に記載されている者を対象とし、精神的な原因によって投票所に行くことが困難な者は、対象としていないためであった。

20△△年〇月の衆議院議員選挙で投票できなかつたXは、精神的な原因のため投票所に行くことが困難な者を対象としていない公職選挙法上の郵便投票制度は憲法違反であり、それによって20△△年〇月の衆議院議員選挙において選挙権を行使できなかつたことによる慰謝料の支払を求めて国家賠償請求訴訟を提起した。

問 1 選挙権の法的性格と価値について、表現の自由と比較しながら論じなさい。

問 2 あなたが X の代理人の弁護士であるとして、精神的な原因のため投票所に行くことが困難な者を対象としていない郵便投票制度の違憲性をどのように主張するか。問 1 で論じたことをふまえて立論しなさい。